

# 船舶燃料買入仕様書

## 1. 適用範囲

この仕様書は、第三管区海上保安本部が海上保安庁所属船舶に供給する船舶燃料油について適用する。

## 2. 品目・規格

軽油(免税) : 日本産業規格 (JIS規格) K2204 (軽油) の規定を満たすもの

## 3. 契約件名

軽油(免税)買入 (清水・単価契約)

## 4. 数量

予定数量 70,000リットル

## 5. 納入(保管)方法及び保管場所

(1)受注業者は、保管場所の担当者 (以下「担当者」という。) が指定する日に指定数量をタンクローリー車により、次の保管場所へ給油すること。

保管場所： 清水海上保安部 地下タンク (タンク容量12KL)

住所 静岡市清水区日の出町9-1

(2)受注業者は、タンクに給油完了後、担当者による数量の確認を受け、別紙様式1「保管依頼書」を担当者へ提出すること。

(3)「保管依頼書」の提出後、担当者から別紙様式2の「預り書」を受注業者へ交付する。

(4)免税証は、保管場所タンクから海上保安庁船舶へ搭載した都度、海上保安庁船舶の所属部署担当者から受注業者へ送付する。

## 6. 納入(保管)期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

## 7. 納入日時

官の指定した日 (その都度通知する。)

## 8. 所有権の移転時期等

(1) 保管場所から海上保安庁の船舶へ搭載し、搭載が完了したときに当庁へ所有権が移転する。

(2) 代金を請求する際の単価は上記5の保管場所へ給油した当時の単価とし、保管場所から海上保安庁の船舶への搭載は先入先出とする。

(3) 納入期間満了時 (年度末) において、発注者保管軽油に残がある場合は、納入期間末日付をもって当庁が全て買入るものとし、同日をもって当庁へ所有権が移転する。

## 9. その他

(1) 本契約は単価契約とし、1リットルあたりの単価として取り扱う。

(2) 発注は、海難・災害等のやむを得ない場合を除き、原則として平日の日中(08:30~17:00)に行うものとする。なお、指定する給油日時が夜間又は休祝日である場合は、可能な限り

直前の平日正午までに発注を行うものとする。

- (3) 燃料油の数量、給油日時の変更、若しくは取り止めがあった場合は、これに応じること。
- (4) 当庁担当官から燃料油の試験性状報告書及び出荷証明書等、検査に必要な書類の提出を求められた場合、速やかにこれに応じること。
- (5) タンクへの給油にあたっては、関係法令等を遵守するとともに、漏油防止に万全を期すこと。
- (6) タンク給油に際し、受注業者側の責任において生じた損害は、受注業者がその賠償の責を負うものとする。
- (7) 予定数量は、履行期限内において供給を受ける予定を示したものであるため、増減を生じることがあっても異議の申立をしないものとする。なお、精算については実数量によるものとする。
- (8) 給油完了後、検査職員の検査を受け、その合格をもって履行完了とする。
- (9) 請求は毎月履行完了後速やかに1ヶ月分を取りまとめのうえ、請求書を第三管区海上保安本部経理補給部長あて提出すること。
- (10) 契約履行に当たり疑義が生じた場合、担当官と協議し指示に従うこと。

#### 10. 特記事項

- (1) 契約単価の変更については、契約書及び同特約条項に定めるとおりとする。
- (2) 夜間(17:00~08:30の間)及び休祝日の給油については、積込割増料金を別に請求することが出来る。この場合、割増料金は発注者及び受注業者が協議して定めるものとする。休日とは、「行政機関の休日に関する法律」に定める日とする。対象時間は、休日全時間帯、平日時間外は1700から0830の間、休日・平日深夜は2200から0500の間とする。

第三管区海上保安本部  
経理補給部長 殿

[受注業者名]

住所

商号等

### 保管依頼書

標記について、次のとおり保管をお願いします。

保管中の軽油は、契約に基づき貴庁が必要なとき、貴庁の船舶に給油することを承諾いたします。

- 1 契約年度 \_\_\_\_\_年度
- 2 契約件名 軽油(免税)買入(清水・単価契約)
- 3 品 目 軽油
- 4 保管数量 \_\_\_\_\_L
- 5 契約単価 \_\_\_\_\_円/L
- 6 保管依頼場所 \_\_\_\_\_海上保安部地下タンク
- 7 保管日 令和 年 月 日(地下タンクへの給油年月日)

注) 本様式は納品書(任意様式)に代えることができるものとし、その場合は当庁船舶に搭載することを承諾したものとみなす。

[受注業者]

殿

第三管区海上保安本部  
経理補給部長

### 預り書

標記について、次のとおり受領（保管）しました。

受領した軽油は、契約に基づき当庁が必要な都度、当庁の船舶に給油するものとします。

- |   |      |                        |
|---|------|------------------------|
| 1 | 契約年度 | _____年度                |
| 2 | 契約件名 | 軽油(免税)買入(清水・単価契約)      |
| 3 | 品目   | 軽油                     |
| 4 | 保管数量 | _____L                 |
| 5 | 契約単価 | _____円/L               |
| 6 | 保管場所 | _____海上保安部地下タンク        |
| 7 | 受領日  | 令和 年 月 日(地下タンクへの給油年月日) |

注) 保管依頼書を納品書(任意様式)に代えた場合は本様式の作成を省略することができる。